

全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書（例）

（令和 4 年 4 月 1 日改正）

新	旧
<p>全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書（例）</p> <p>本文 （略）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>（健診実施対象者及び健診の方法）</p> <p>第 2 条 乙は、甲が定めた全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める実施対象者に対し、実施要綱及び全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領（以下「事務処理要領」）に定める実施方法により、健診及び肝炎検査を行うものとする。</p> <p>第 3 条～第 20 条 （略）</p> <p>（契約の期間）</p> <p>第 21 条 本契約の期間は <u>2022</u> 年 4 月 1 日から <u>2023</u> 年 3 月 31 日までとする。但し、期間満了の日の一箇月前までに甲又は乙から解除の意思表示がないときは、期間満了後一箇年間順次この契約の有効期間が延長されたものとみなす。</p> <p>第 22 条～第 24 条 （略）</p>	<p>全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書（例）</p> <p>本文 （略）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>（第 2 条：新設の第 25 条の参考で掲載）</p> <p>第 3 条～第 20 条 （略）</p> <p>（契約の期間）</p> <p>第 21 条 本契約の期間は <u>2021</u> 年 4 月 1 日から <u>2022</u> 年 3 月 31 日までとする。但し、期間満了の日の一箇月前までに甲又は乙から解除の意思表示がないときは、期間満了後一箇年間順次この契約の有効期間が延長されたものとみなす。</p> <p>第 22 条～第 24 条 （略）</p>

機密性 2

<p><u>(本人からの請求に基づく情報開示)</u></p> <p><u>第 25 条 第 2 条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健診及び肝炎検査について、乙がその健診及び肝炎検査の結果に係るデータ(画像データ等の乙のみが保有するデータも含む)を有している場合には、乙は、健診及び肝炎検査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。</u></p> <p>本契約の確実を証するため、契約書 2 通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。</p> <p><u>2022</u>年 4 月 1 日</p>	<p>(新設)</p> <p>本契約の確実を証するため、契約書 2 通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。</p> <p><u>2021</u>年 4 月 1 日</p>
--	--